第一　派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を次のように改める。

第二の八中㈧を㈨とし、㈦の次に次のように加える。

㈧　派遣元事業主は、派遣労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業から復帰する際には、当該派遣労働者が就業を継続できるよう、当該派遣労働者の派遣先に係る希望も勘案しつつ、就業機会の確保に努めるべきであることに留意すること。

第二　派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を次のように改める。

第二の七の㈠中「セクシュアルハラスメント」の下に「、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント」を加える。

○農林水産省告示第二千百九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十日

農林水産大臣　山本　有二

○農林水産省告示第二千百十一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十八年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十日

農林水産大臣　山本　有二

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、八一二、一〇〇円
褐毛和種	一頭につき、七六四、八〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三八九、六〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二一六、七〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、四〇一、二〇〇円

○農林水産省告示第二千百十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十八年十月二十日

農林水産大臣　山本　有二

表補助金等の予算科目の欄中「農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出に取り組む事業者向け対

一　「農林水産物・食品輸出促進対策事業」を「農林水産物・食品輸出に取り組む事業者向け対

二　農畜産物の国際的に通用する茶輸出特別支援事業に係るもの

三　「年二厘」を「年一厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千百十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十日

農林水産大臣　山本　有二

「年二厘」を「年一厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千百十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十八年十月二十日

農林水産大臣　山本　有二

表補助金等の予算科目の欄中「飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良に係るものに限る。）」を

一　「国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金（次に掲げるものに限る。）

国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金

二　飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金（草地難防除雑草駆除対策事業及び日本型放牧の全国的な普及を推進するために必要な取組に係るものを除く。）」

「農山漁村六次産業化対策整備交付金　訪日外国人旅行者受入促進事業費補助金　訪日外国人旅行者受入促進整備費補助金」　に改める。

○農林水産省告示第二千百十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十八年十月二十日

農林水産大臣　山本　有二

表補助金等の予算科目の欄中「飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良に係るものに限る。）」を

一　「国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金（次に掲げるものに限る。）

国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金（飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金（草地難防除雑草駆除対策事業及び日本型放牧の全国的な普及を推進するために必要な取組に係るものを除く。）」

に改める。